

### 3. 自立活動の位置づけと内容の整理

#### 1) 自立活動の変遷

自立活動（養護・訓練）は、教育課程上、盲・聾・養護学校における特別に設けられた領域として位置づけられている。「養護・訓練」が障害を改善・克服するための新しい指導領域として学習指導要領に設定されたのは昭和46年である。そして、平成11年の学習指導要領の改訂で自立活動に名称が変更となった。盲・聾・養護学校の草創期から今日まで、その内容等の変遷を簡単にまとめると以下の通りである。なお、本稿では本報告書の山下、香川、石塚各氏の論文及び文部科学省の盲・聾・養護学校学習指導要領解説－自立活動編－を参考に、課題等を以下のように整理した。

##### a 「養護・訓練」が学習指導要領に設定される以前の指導

養護・訓練の指導は、盲・聾・養護学校の草創期において教科等の指導の中で部分的な取り組みとして指導が行われたが、系統的・継続的な指導には至らなかった。昭和39年の盲学校学習指導要領小学部編、聾学校学習指導要領小学部編では、盲学校では歩行訓練を体育に、感覚訓練を理科に、聾学校では聴能訓練を国語と律唱に、言語指導を国語に、教科の一部として位置づけられた。養護学校では昭和38・39年の学習指導要領で各教科等の中で、肢体不自由養護学校の小学部では体育・機能訓練、中学部では保健体育・機能訓練として、病弱養護学校の小学部では養護・体育、中学部では養護・保健体育として行うこととされた。知的障害養護学校では、生活訓練は日常生活の指導や生活単元学習で、職能訓練は作業学習として指導された。

##### b 「養護・訓練」を学習指導要領に新領域として設定

養護・訓練が教育課程編成の一つの領域として位置づけられたのは、昭和46年度の盲、聾、知的障害、肢体不自由、病弱の各学校の学習指導要領である。昭和46年度の学習指導要領の改訂では各学校種毎に学習指導要領が作成されたが、養護・訓練の目標と内容は共通で、4つの柱（心身の適応、感覚機能の向上、運動機能の向上、意思の伝達）を基に12項目が示された。昭和54年の改訂では、盲・聾・養護学校の学習指導要領が共通に示され、養護・訓練の内容は5つの柱（身体の健康、心理的適応、環境の認知、運動・動作、意思の伝達）を基に18の項目に改められた。平成元年の学習指導要領では幼稚部教育要領に養護・訓練が新たに設定された。

##### c 「養護・訓練」から「自立活動」へ

平成11年の学習指導要領の改訂で養護・訓練から自立活動に名称が変更された。その理由は、この領域が「一人一人の幼児児童生徒の実態に対応した活動である」と、「自立を目指した主体的な取組を促す教育活動である」ことを一層明確にする観点からである。

#### 2) 自立活動の目標と内容の示し方

##### a 自立活動の教育課程上の位置づけ

盲・聾・養護学校の目的については、学校教育法71条で示されている。その前段には、盲・聾・養護学校が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育であることが明記され、後段には「あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授ける」との記述があり、これは自立活動に該当している部分である。盲・聾・養護学校の教育は、小・中・高等学校の教育目標と併せて、独自の目標が必要であることが示されている。この点からも、自立活動は、盲・聾・養護学校の児童生徒等の教育に当たって教育課程上大変重要な位置を占めていることがわかる。

##### b 自立活動の目標（ねらい）

自立活動の目標は、「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」と学習指導要領に記述されている。今回の改訂では、障害によって生ずるつまづきや困難を軽減しようとして、また障害があることを受容したり、つまづきや困難の解消に努めたりすることを明らかにするため、従前の「克服」を「改善・克服」と改められた。

##### c 自立活動の内容

自立活動の内容は、「人間の基本的な行動を遂行するために必要な要素」と、「障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な要素」から構成されている。これらの要素を5つの区分に分類・整理し、さらに22項目として示されている。その内容は、障害種別を越えて共通に示されている。

#### 3) 自立活動に関する課題

##### a 教科と自立活動の関連

自立活動に関する教育活動は、学校の教育活動全体を通して行われる。これは自立活動の時間の指導の他に教科、特別活動、総合的な学習の時間等においても、その改善・克服等に関する指導が行われることを意味する。

自立活動が学習指導要領に設定される以前から、障害の状態の改善・克服するための教育活動は、主

として教科の中で行われていたことは前述の通りである。各教科と自立活動とでは、教育内容や授業形態の面で基本的に区別される。

教科は伝統的な文化遺産を体系的・系統的に整理し、それを児童・生徒の発達に即して、学年毎に指導内容を配列したものである。つまり教科においては、基本的に同じ学年の子どもはすべて同じ内容の授業を受けることとなる。授業形態は、教科は一斉指導を基本とし、必要に応じてグループによる指導や個別指導が取り入れられる。

自立活動は、個々の障害の状態に即して教育内容が決められ、一人一人の教育内容は異なる。授業形態は、個別指導が取られる。指導の実際において、指導課題によりグループによる指導が行われる。

障害の重い子どもの指導の実際場面では、自立活動の内容と知的障害養護学校の各教科に示される内容とを明確に区別することが難しいとの指摘がある。

#### b 自立活動の内容の示し方

知的障害養護学校に在籍している児童生徒の内、約3割が自閉症児であるといわれている。自立活動の内容が自閉症児の指導に生かされにくいなどの指摘がある。また今後、特別支援教育へ移行していく中で、LDやADHD、高機能自閉症などの軽度発達障害に対応した自立活動の内容の示し方が必要になる可能性が出てきている。

障害のある子どもの社会的自立や参加を目指した教育を展開する時に、学校から社会への移行学習などを含む、自立活動の内容を検討する必要があるだろう。

#### c 障害の捉え方と自立活動

養護・訓練における障害観は、WHOの国際障害分類を参考に、ディスアビリティとして理解され、説明されてきた。その後、国際的な障害者施策の動向により、障害者の「自立」の概念が広く捉えられるようになった。平成11年の学習指導要領の改訂はこれらの動向に沿ったものである。

平成13年、WHOはこれまでの障害分類を改訂し、新しい国際生活機能分類（ICF）を採択した。今後はこのICFの観点から自立活動の目標や内容を検討する必要があるだろう。

#### d 通常学校に在籍している児童生徒を視野に入れた自立活動に求められる専門性

自立活動の指導においては、個別の指導計画の作成が学習指導要領に明示された。これにより個々の子どものニーズに対応したきめ細かな指導が可能となっている。特別支援教育に向けて、制度の見直しが進んでいる。通常学校に在籍している児童生徒への支援領域の一つとして自立活動が考えられるが、

自立活動は教育課程上は対象児に障害があることを前提としている。今後はこの点から通常学校での自立活動の検討が必要となる。

(當島 茂登)